

# ○割賦販売法

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

・特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二八・六・三法六〇）附則七条（平成二九・二・二までに施行）

## 第三五条の三の六〇②（略）

### ③（柱書略）

二 特定商取引に関する法律第二十六條第五項各号の訪問販売及び同条第六項各号の電話勧誘販売に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

### ④（柱書略）

一 特定商取引に関する法律第二十六條第二項に規定する役務の提供であつて訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものが同項に規定する主務省令で定める場合と該当する場合における当該役務の提供に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る提供の方法による提供  
二 特定商取引に関する法律第二十六條第三項各号に規定する販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものに係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供  
三 訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供が特定商取引に関する法律第二十六條第四項第一号又は第二号の場合に該当する場合における当該販売又は役務の提供に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供